# 警 察 署 協 議 会 議 事 録

| | |
|---|---|
| 協 議 会 名 | 令和８年第３回宮城県白石警察署協議会 |
| 開 催 日 時 | 令和８年10月13日（火）午後１時５分から<br>午後１時55分まで |
| 開 催 場 所 | 宮城県白石警察署　大会議室 |
| 出 席 者 等 | １　協議会委員<br>出席委員～志村正光会長、八島淳子副会長、髙橋秀一委員、<br>岡崎純子委員<br>欠席委員～我妻紀子委員<br>２　警 察 署 側<br>署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、<br>刑事課長、交通課長、警備課長代理、警務係長 |
| 議 事 概 要 | 別紙のとおり |
| 備　　考 | |

備考　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

１　協議事項等

⑴　管内の治安情勢等について（署長）

署長から、令和８年８月末における刑法犯認知件数や交通死亡事故発生件数等の管内の治安情勢について説明がなされた。（委員からの質問なし。）

⑵　速度取締り指針について（交通課長）

交通課長から、管内の速度取締り指針について説明がなされた。（委員からの質問なし。）

２　質疑応答

委　　員：特殊詐欺による被害と被疑者の低年齢化に対する取組みについての説明を願う。

生活安全課長：当県警では、「被害防止対策」、「少年を加担させない取組」、「犯行ツール対策」及び「効果的な取締り」の４つのテーマを重点とした特殊詐欺対策を推進している。

関係機関団体と協力しての街頭キャンペーンやSecurityメール等により注意喚起を行っているほか、警察庁推奨の特殊詐欺対策アプリの利用を推進している。

取締り面では、実行犯の検挙や犯罪組織の中枢被疑者の摘発、被疑者が使用する携帯電話機や銀行口座などの犯行ツールの遮断などの各種捜査を遂行し、特殊詐欺グループ等の組織の解体、壊滅を目指している。

委　　員：承知した。今後も活動の継続を願う。

委　　員：生活道路における法定速度の引き下げについて、教示願う。

交通課長：「生活道路」の説明を実施。

生活道路における法定速度の引き下げは、住宅地など住民の生活の場における命を守るということが趣旨となるので、御理解願う。

委　　員：趣旨を理解し、承知した。

委　　員：生活道路における法定速度の引き下げ後の速度取締り場所の事前広報はあるのか。

交通課長：速度取締り場所は、事前に周知することで、交通違反や事故を未然に防止することを目的としている。

よって、生活道路の法定速度が引き下げられた後も、速度取締り場所の広報の方法に変更はなく、これまでと同様である。

委　　員：承知した。

委　　員：生活道路における法定速度の引き下げられると、あおり運転が懸念されるので対処方法を教えてください。

交通課長：あおり運転の被害を受けたら、
① 相手にせず安全な場所に停止し、110番通報すること
② 警察官が来るまで絶対に車から出ないこと
を実施し、自身の安全確保を最優先にしていただきたい。
委　　員：承知した。

委　　員：道路の外側線が不明瞭な箇所の引き直しをお願いしたい。
交通課長：現地を確認したところ、外側線がほぼ消失し、車道と駐車場との区別が不明確となっている状態であることを確認したため、引き直しについて、道路管理者へ依頼した。
委　　員：承知した。

委　　員：管内のトンネル内での追い越し車両や無灯火車両の取締りと注意喚起看板の設置をお願いしたい。
交通課長：当該トンネルは、道路交通法において追い越し禁止とされているトンネルに該当する。また、無灯火での走行は、他の運転者が気づきにくいため、交通事故が発生するおそれがある危険な行為である。
よって、当署としては、引き続き、交通指導取締りを徹底していくことに加え、当該路線における警戒活動の強化や交通ルールの遵守に関する広報活動を行っていく。
なお、注意喚起看板の設置については、道路管理者に検討を依頼済みである。
委　　員：承知した。